

議案第 19 号

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

すみだ障害者就労支援総合センター条例（平成 23 年墨田区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 就労選択支援に関すること（以下「就労選択支援事業」という。）。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 就労選択支援施設

第 5 条の表中

計画相談施設	月曜日から金曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
--------	------------	------------------

を

計画相談施設	月曜日から金曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで
就労選択支援施設		

に改める。

第 6 条第 1 号中「及び計画相談施設」を「、計画相談施設及び就労選択支援施設」に改める。

第 7 条の表計画相談事業の項の次に次のように加える。

就労選択支援事業	(1) 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
----------	--

(2) その他区長が必要と認める者

第10条第1項中「又は就労定着支援事業」を「、就労定着支援事業又は就労選択支援事業」に改め、「。次条第4号において同じ」を削る。

第11条第4号中「利用する者」の次に「（被措置者を除く。）」を加える。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、センターの行う事業に就労選択支援事業を追加し、当該事業に係る施設を設置するほか、所要の改正をする必要がある。